

---

# 調布市深大寺地区街なみ環境整備事業 住宅・店舗等の修景整備助成について

---



平成25年10月

調布市

## 住宅・店舗等の修景整備助成とは

深大寺通り、寺前通り及び参道に立地する民間の建築物等の修景行為について、調布市が一定額の補助金を交付するものです。「深大寺通り周辺地区街づくり協定」に基づき行われる修景工事に対して、補助金を交付することで、深大寺地区における街なみ景観づくりを支援する事業です。

## 住宅・店舗等の修景整備助成について

### ●補助金の対象となる行為及び項目

- (1) 住宅・店舗等の建築物の新築、増築、改築、大規模な修繕  
外壁、屋根、庇、開口部
- (2) 給排水設備、空調設備などの建築設備等の隠蔽、改善  
給排水設備、空調設備、電気設備、車庫、物置、ごみ置き場
- (3) 生垣、竹垣などの外構設備の新設、修繕生垣、  
竹垣、植樹帯、歩道、駐車場

※屋根工事や外壁工事では、下地工事などの必要な工事一式を含めて助成対象となりますが、内装工事、設備工事、既存部分の撤去・解体工事は助成対象外となります。

### ●補助金の対象となる建築物等

- (1) 道路境界線から3m以内の建築物等
  - ア 建築物の外観の正面（高さは地上から10mまで）
  - イ 道路境界線から3m以内の範囲の建築物の外観の側面（高さは地上から10mまで）
  - ウ 道路境界線から3m以内の範囲の給排水設備、空調設備等の建築設備等
  - エ 道路境界線と建築物の間の外構
- (2) 道路境界線から3mを超えて位置する建築物等
  - ア 建築物の外観の正面（高さは地上から10mまで）
  - イ 道路境界線の正面に位置する給排水設備、空調設備等の建築設備等

### ●補助の補助率及び上限金額

整備項目		補助対象行為	補助率	補助対象工事費の上限	補助額の上限	
建築物の外観の修景	①	外壁	2/3	300万	200万	
	②	屋根				
	③	庇				
	④	開口部				
	⑤	色彩				①～④の新設・修繕に伴う色彩の修景
建築設備等の修景	⑥	給排水設備・空調設備・電気設備	2/3	75万	50万	
	⑦	車庫・物置・ごみ置き場				車庫、物置、ごみ置き場に対する目隠しや被覆の新設、修繕
外構の修景	⑧	生垣・竹垣	2/3	75万	50万	
	⑨	植樹帯				植樹帯の新設
	⑩	歩行部				歩道に接する部分の歩道の舗装にあわせた改修
	⑪	駐車場				駐車場に対する緑化

### ●住宅・店舗等建築物及びその敷地に関する整備方針

- (1) 住宅・店舗等の建築物及びその敷地は、深大寺地区の趣ある雰囲気及び自然環境と調和し、落ち着いた形態及び意匠を誘導する。
- (2) 来街者や歩行者が多いことに対し、特に道路沿いは、周辺の街なみ景観や自然環境と調和した、おもてなしの空間づくりや植栽を誘導する。

### ●補助の対象となる修景の基準

#### ◆色彩

建築物の屋根及び外壁の基調色は、深大寺地区で主に見られる以下の色相の範囲とし、周囲の街なみや自然景観と調和し、隣接する建築物との対比感が強い色彩は避けること。

- (1) 外壁 色相5YR, 10YR, 5Y, 彩度2以下, 明度8以上であること。
- (2) 屋根 彩度1以下, 明度6以下であること。

#### ◆建築物及びその外観

建築物は、深大寺地区の歴史的・文化的風情を感じさせる街なみの維持・保全を図ること。

- (1) 外壁：しっくい塗り、しっくい塗りを模した仕上げ等和風の仕上げとすること。
- (2) 開口部：木質系の建具を用い、ひさしや軒を設けること。住宅に限り、やむを得ずアルミサッシ等を用いる場合は、茶色系とし、周囲の街なみや自然景観に配慮すること。なお、店舗等におけるひさしや軒の出は、60センチメートル以上とすること。

#### ◆屋根等

屋根等は、傾斜屋根とし、瓦ぶきや瓦ぶきを模した仕上げなど、和風の仕上げとし、周囲の街なみや自然景観に配慮すること。なお、店舗等における傾斜屋根は、4から5寸勾配とすること。

#### ◆駐車場

駐車場の周囲は、車の出入りや歩行者の安全性に配慮し、緑化を行うこと。

- (1) 内外から視認可能な緑化を行うこと。
- (2) 周辺の景観に調和した和風の趣の感じられる樹種を用いること。

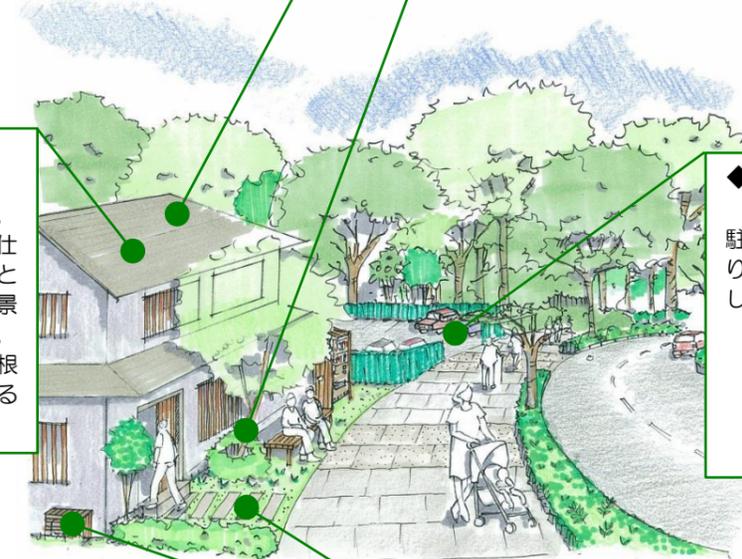
#### ◆建築設備等

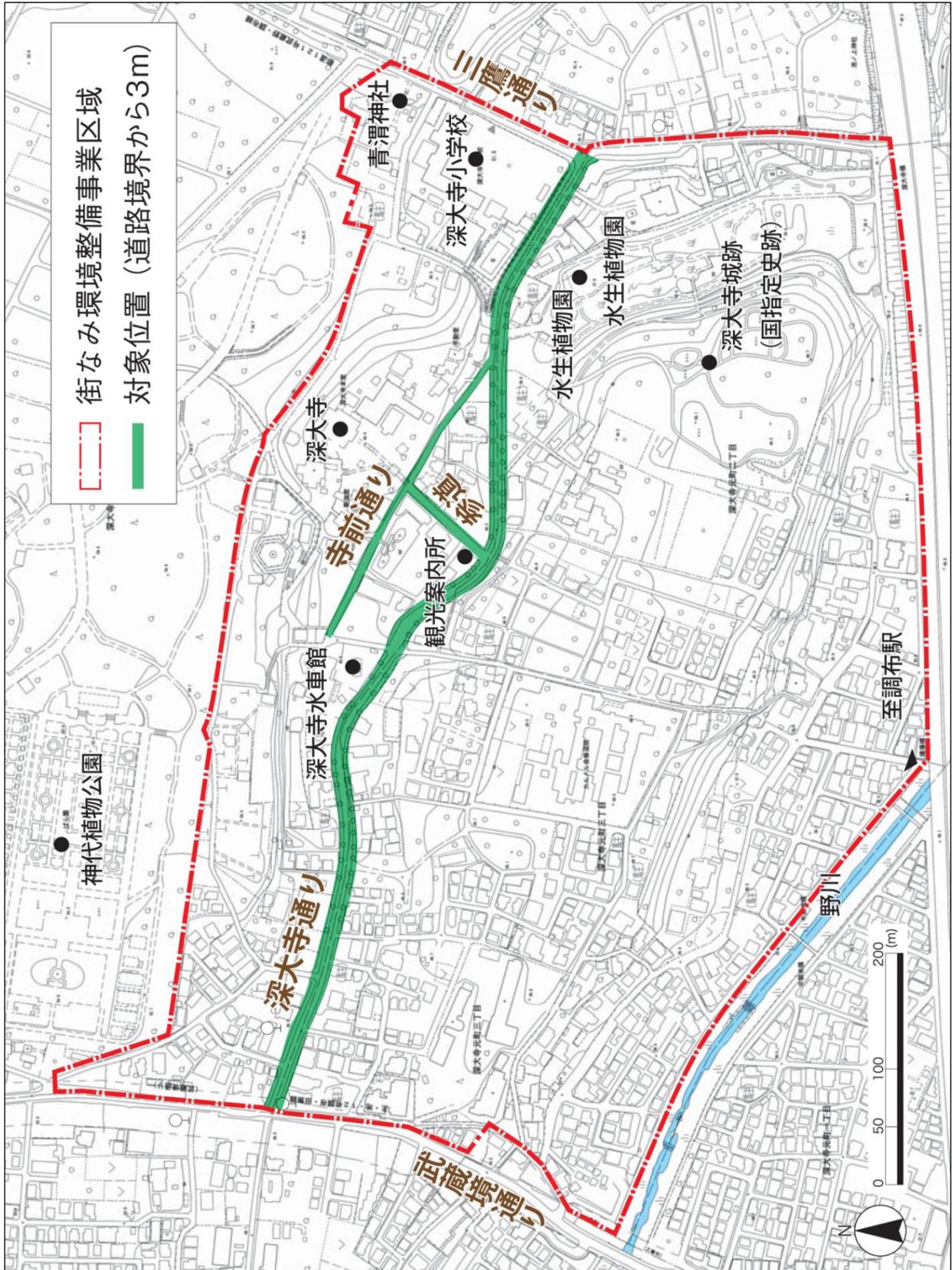
建築設備等は、道路等の公共空間から見える位置には原則として設置しないこと。やむを得ず見える位置に設置する場合は、木製建具や植栽等で修景するなど、形態・材料・色調を工夫し、周囲の街なみや自然景観に配慮すること。

#### ◆建物配置・前面

道路沿いは、利用者の安全性と周囲の街なみや自然景観との調和に配慮し、生垣や竹垣又は植樹帯を設置すること。

- (1) 歩行者の視界を妨げる設えになっていないこと。
- (2) 周辺の景観に調和した和風の趣の感じられる樹種を用いること。
- (3) 建築物の後退により歩道と一体となる前庭空間を設ける場合は、隣接する歩道部の舗装と調和させること。





◆お問合せ先

調布市都市整備部都市計画課  
 TEL : 042-481-7746 (直通)  
 FAX : 042-481-6800

登録番号  
 (刊行物番号)

2013-280